

○復興庁令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

（東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正）

第一条 東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第二号中「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良

好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改める。

第三十一条第一項第一号中「登記事項証明書」の下に「又はこれに準ずるもの」を加える。

別記様式第一の二中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とする。

別記様式第一の二中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

別記様式第二の一から別記様式第八の一までの様式中「印」を削る。

別記様式第八の二中「印」を削り、同様式中「登記事項証明書」の下に「又はこれに準ずるもの」を加える。

別記様式第九の一中「印」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とし、同様式の備考4中「令第10条第2項第2号」を「令第9条第2項第2号」に改め、同様式の備考中4を3とし、5を4とする。

別記様式第九の二中「印」を削り、同様式の備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。
別記様式第十中「印」を削り、同様式の備考中6を削る。

(福島復興再生特別措置法施行規則の一部改正)

第二条 福島復興再生特別措置法施行規則(平成二十四年復興庁令第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一の一中「印」を削る。

別記様式第一の二中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の三中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二の一から別記様式第十五までの様式中「印」を削り、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十六中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十七中「印」を削り、同様式中注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とし、同様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この庁令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この庁令の施行の際現にあるこの庁令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この庁令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この庁令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
できる。